平成２１年（フ）第１３４５号
仙台市太白区西中田６丁目21番２―102号
債務者　江向　裕史
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４９号
仙台市泉区向陽台４丁目20番８号　陸運社宅302号、住民票上の住所宮城県宮城郡松島町竹谷字貝殻塚63番地
債務者　遠藤　賢一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５０号
宮城県多賀城市下馬３丁目７番１―1101号
債務者　高柳　幸治
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
群馬県桐生市境野町７丁目84番地の２
債務者　明村　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０７号
群馬県桐生市境野町７丁目84番地の２
債務者　明村　二郎
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３３１号
金沢市平和町２丁目15番38号　県営住宅38棟205号
債務者　緒方　政雄
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３３８号
金沢市駅西本町１丁目１番22号　ダイアパレス駅西本町302号
債務者　川合久米子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４２６号
金沢市泉野出町２丁目６番８号　グレースＯＴＯ201号
債務者　西野　亜矢
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８５号
岐阜県高山市新宮町3726番地65
債務者　中島　直人
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
岐阜県高山市新宮町3726番地65
債務者　中島　克枝
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
三重県津市雲出島貫町809番地８、前住所三重県松阪市嬉野中川町1898番地２
債務者　長谷川悦子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３６号
三重県津市阿漕町津興1147番地、前住所三重県四日市市赤堀新町２番11号
債務者　中田　達彦
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４３号
三重県津市藤方2482番地
債務者　広田　康成
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２１３号
滋賀県東近江市山上町4815番地１、申立時の住所滋賀県東近江市東沖野四丁目14番４号
債務者　ライプロン関西こと　田井中光穂
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１９９号
滋賀県東近江市蛇溝町629番地
債務者　安田　慶舟
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２０６号
滋賀県彦根市西今町1311番地20
債務者　新谷　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２０８号
滋賀県彦根市甘呂町1016番地３
債務者　前川はるゑ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部